

習志野市が策定する特定事業主行動計画の全面改定の概要

「習志野市次世代育成支援特定事業主行動計画」と「習志野市女性活躍推進特定事業主行動計画」で目指すべき「職員が仕事と子育てを両立できる職場環境等の整備」と「働きたいという希望を持つ全ての女性の活躍推進」を実現するための取組は不可分であり、一体的に取り組む必要があります。

今般、習志野市次世代育成支援特定事業主行動計画を見直すにあたり、2つの計画を整理・統合し、「習志野市職員のワークライフバランス推進プラン」として全面的に改定しました。

改定内容①

特定事業主行動計画の内容をわかりやすくするために、計画の全体像、これまでの取組状況、現状と課題について章を新設しました。

第4章は「習志野市次世代育成支援特定事業主行動計画」を、第5章は「習志野市女性活躍推進特定事業主行動計画」の内容を承継しつつ、項目を統一しました。

改定内容②

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の改正と次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（令和6年内閣府令第95号）に基づき、目標の項目と数値を再設定しました。

目標項目	新計画の目標と数値※ ¹	前計画の目標と数値
男性職員の育児休業取得率	85.0%	30.0%
管理職以外の職員1人あたりの年間超過勤務時間の上限	年間 180時間 月間 15時間	年間 180時間 月間 15時間
年次休暇取得日数	14日	13日
男性職員の出産に係る特別休暇の取得率	100.0%	<u>(新設)</u>
男性職員の出産に係る特別休暇の取得日数	合計5日以上	<u>(新設)</u>

¹ 後期計画期間（令和12年度～令和16年度）の目標値を掲載しています。